

東松山市長選挙立候補予定者説明会

立候補届出等に関する重要な説明会です。本人又は代理人が必ず出席してください。

- 日 5月27日(金)午後2時
- 場 総合会館3階303会議室
- 定 立候補予定者1人につき2人まで
- 問 選挙管理委員会
- ☎21-1443 ☎24-6123

講座・教室・イベント

化石と自然の体験館ワークショップ

- 日 5月25日(水)午前11時30分～正午
- 定 10人(申込順)
- 内 UVレジンのアクセサリ教室
- ※「UVレジン」とは、紫外線(UV)をあてると固まる透明な樹脂のことをいいます。
- 費 500円(材料費)
- 申・問 5月11日(水)午前9時から、電話又はHPから化石と自然の体験館へ。
- ☎35-3892 ☎35-3900



化石と自然の体験館HP

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付制度

市内に住所を有する人で、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる人

- 対象経費 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び当該手術に付随する処置に要する経費
- ※飼い猫は対象となりません
- 補助金額 1頭につき5,000円(上限額)
- 問 環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金の協力を得て、市が窓口となり飼い主のいない猫に対し不妊手術を受けさせる人に無料チケットを交付しています。対象はTNR活動を行う市民(個人、ボランティア団体など)で、どうぶつ基金の協力病院で手術することが要件となります。※チケットは飼い猫には使用できません。

- 問 環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700



猫は正しく飼いましょう

既に猫を飼っている人もこれから飼おうとしている人も、次のことを守りましょう。

- ・猫の安全と健康管理のためにも、家の中で飼いましょう。外に出してしまうと、近隣の庭や畑でふん尿をし、トラブルの元になります。
- ・猫は繁殖力の強い生き物です。室内飼いをしても一時的な逃亡等で妊娠してしまう可能性があります。望まない繁殖や病気を防ぐためにも、不妊・去勢手術をしましょう。
- ・万が一、迷子になってしまっても飼い主の元に戻れるように、首輪をし、飼い主の連絡先をつけましょう。
- ・猫の寿命は10～15年くらいといわれています。最期まで責任をもって飼いましょう。
- 猫の飼い方に関する相談や譲渡制度を利用する場合は、県動物指導センターへお問い合わせください。
- 問 県動物指導センター ☎048-536-2465
- 環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700

Jアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイル情報や緊急地震速報などに関する情報を市の防災行政無線を自動起動し、国から直接住民に対し、瞬時に緊急情報を伝達するシステムです。国では、令和4年度のJアラートの全国一斉情報伝達試験を次のとおり実施することとなりましたのでお知らせします。なお、市民の皆さんに行ってもらうことはありません。

- 日 5月18日(水)、8月10日(水)、11月16日(水)、2月15日(水)午前11時ごろ
- 内 防災行政無線の試験放送
- 上り4音チャイム+「これは、Jアラートのテストです」×3回+「こちらは、ぼうさいひがしまつやまです」+下り4音チャイム(市内80箇所の放送塔から一斉放送されます)
- ・東松山いんぷおメールの試験配信
- 東松山いんぷおメールはJアラートと連携しており、登録しているメールアドレスにJアラートからの情報を自動配信する仕組みになっています。
- 問 危機管理防災課 ☎21-1405 ☎22-7799

5月31日は自動車税(種別割)の納期限

スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB、auPAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ)を使って納付ができます。また、Webサイト「埼玉県・県税クレジットカード納付サイト」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキングなどを利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付できます。

県では、自動車税(種別割)を納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などは、自動車税コールセンターにご連絡ください。



県HP

- 問 自動車税(種別割) 自動車税コールセンター ☎0570-012-229

市政情報

市民税・県民税の税務証明書の発行

1月1日現在、市内に住民登録がある人は、表に記載の日から令和4年度市民税・県民税の住民税決定証明書・所得証明書・非課税証明書(令和3年1月1日～令和3年12月31日の所得等)の発行が可能になります。

区分	発行可能日
特別徴収(給与差し引き)のみの人	5月18日(水)から
特別徴収以外(個人納付・公的年金差し引き等)の人	6月10日(金)から

- 場・問 課税課 市民税グループ ☎21-1438 ☎23-2238

住民票等の取得についての各種サービス

- お住まいの近くで取得したい場合
- 取得できる書類 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)、戸籍の附票の写し、年金等の現況証明
- 取得できる施設 各市民活動センター
- 受付日時 平日午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)
- 平日の開庁時間に行くことができない場合
- 電話予約又は市HPの電子申請サービスが利用できます。電話又は電子申請で予約すると、市役所の夜間休日受付窓口で受け取ることができます。なお、電話での口述に支障のある人や聴覚に障害のある人はFAXで予約することもできます。
- 取得できる書類 住民票の写し、印鑑登録証明書
- 市内に住民登録している本人又は住民票が同一世帯の人
- 交付日及び受付・交付時間

交付日	受付時間	交付時間(要予約)
月～金曜日	午前8時30分～午後4時45分	午後5時15分～午後9時
日曜日	午前8時30分～正午	午前8時30分～午後5時15分
土曜日、祝日、年末年始		午前8時30分～午後5時15分

- ※日曜日の午前8時30分～午後0時30分は、市民課窓口で交付します。
- 共通事項
- 持本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)、印鑑登録証(印鑑登録証明書を請求する場合)、手数料
- 市役所や市民活動センターに行くことができない場合
- 郵便で請求できます。文書(封書に限る)で市民課に住民票等を請求した人に郵送します。ただし、郵送料は請求した人の負担となります。
- 文書に不備があると交付できませんので、請求する際は事前に市民課までお問い合わせください。
- 問 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234

老朽空き家除却補助金をご活用ください

地域住民の生活環境を保護することを目的として、防災、衛生、景観などに悪影響を及ぼす可能性のある空き家(老朽空き家)を除却する人に対し補助金を交付します。

なお、年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

- 対象者 市内に老朽空き家を所有する人又はその相続人で次の全てに該当する人
- ・市税に滞納がないこと
- ・過去に本補助金の交付を受けたことがないこと
- ※所有者の居住地は市内・市外問いません

- 対象物件 次の全てに該当するもの
- ・不良住宅かつ1年以上空き家で、一戸建てであるもの
- ・公共事業の補償の対象となっていないもの
- ・当該空き家の所有者が複数いる場合は、全員の同意(所有権以外の権利者の同意を含む)を得ているもの
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定による勧告を受けていないもの
- ・倒壊等で隣接地及び周辺の道路、住宅等に危険を及ぼすおそれがあるもの

- 補助率 除却工事費の1/2
- 限度額 20万円
- ※市内業者と契約して行う場合は、限度額25万円
- 申・問 交付申請の前に事前相談票の提出が必要です。
- 環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700



市HP